

# 【解説】業種別委員会研究報告第10号 「年金基金に対する監査に関する研究報告」

公認会計士 結城 秀彦 ゆうき ひでひこ

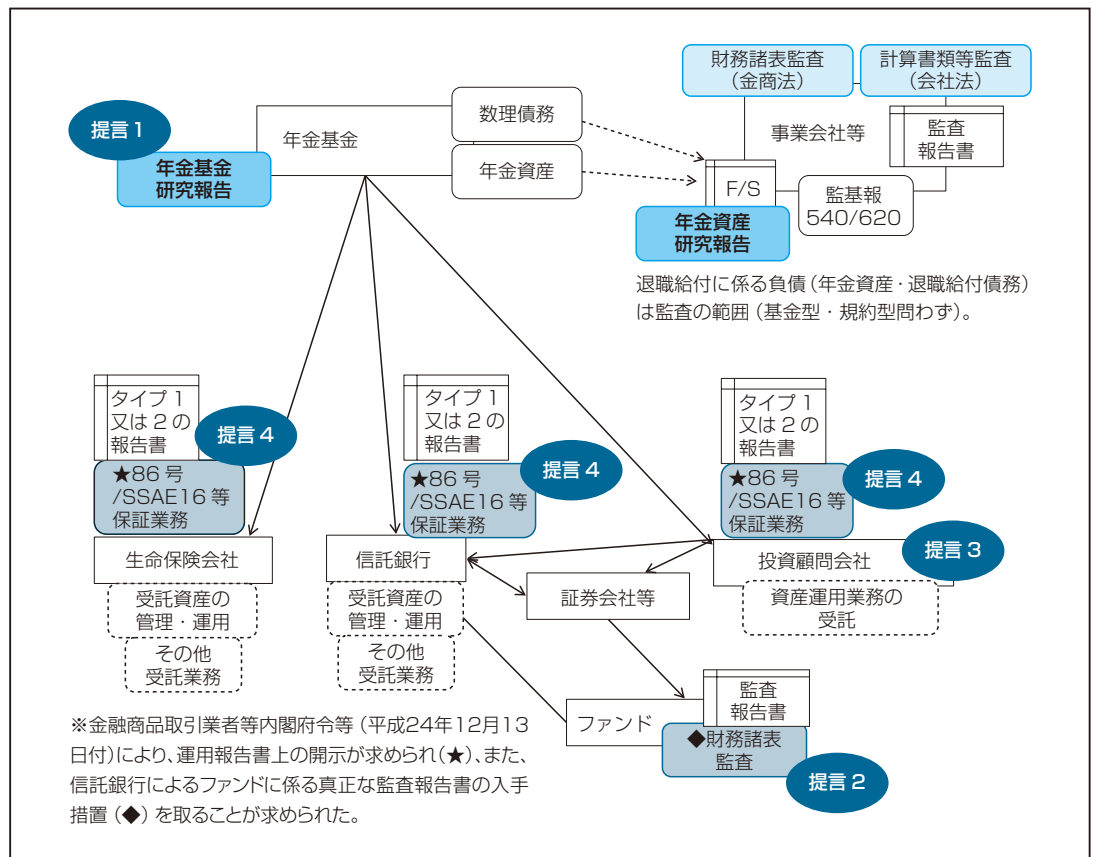
## 1. はじめに一年金基金監査の研究報告はなぜ公表されたのか？

日本公認会計士協会業種別委員会は業種別委員会研究報告第10号「年金基金に対する監査に関する研究報告」（以下「研究報告」という。）を平成25年3月29日付けで公表した。

平成24年5月に公表された日本公認会計士協会「年金資産の消失事案を受けての監査及び会計の専

門家としての提言」（以下「年金監査提言」という。）においては、年金資産の消失事案の再発防止の社会的な期待に応え、私募ファンドの監査又は監査報告書の確認、投資一任先の会計監査、年金資産の運用にかかる検証又は内部統制報告書の利用が提言された。そして、さらに、公認会計士又は監査法人（公認会計士等）が年金基金の財務諸表監査を実施することが提言されていた（本稿の図1参照）。

図1 年金基金等をめぐる監査の状況と年金監査提言



(注) 上図に示された略称のうち、主要なものの正式名称は以下のとおりである。  
 86号：日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」（平成23年12月22日）  
 タイプ1又はタイプ2の報告書：「受託会社のシステムに関する記述書及び内部統制のデザインに関する報告書」又は「受託会社のシステムに関する記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況に関する報告書」

研究報告は、上記の提言を踏まえ、公認会計士等が年金基金に対して任意契約による監査を実施する際の業務の参考となる監査上の留意事項について

研究を行ったものである（研究報告《I はじめに》参照）。

## 2. 研究報告はどのように構成されているか？

研究報告は全219項及び付録から成り、その内容は以下のように多岐にわたっている。

- 監査の前提知識として、企業年金に対する監査の社会的要請・企業年金の現況と年金基金の制度・業務について概説している。(研究報告《Ⅱ 年金基金に対する監査の社会的要請と年金基金の現況》参照)。
- 年金基金の監査実施上の留意事項を、概ね、監査基準委員会報告書の体系に沿って、説明している(例えば、監査業務の契約条件の合意、基金及び基金環境の理解、重要な虚偽表示リスクの評価、監査証拠の入手、継続企業の前提や監査報告書等。詳細は研究報告《Ⅲ 年金基金の監査実施上の留意事項》参照)。
- 付録として、様式、リスク及び手続の例示(貸借対照表・損益計算書、不正リスク要因、内部統制及び実証手続等)に加え、文例(監査契約書、理事者確認書、財務諸表作成の基礎、監査報告書)が示されている。

本稿では、これらの年金基金の監査実施上の留意事項のうち主要なものを取り上げ、解説を加えていくこととしたい。

## 3. 研究報告にはどのような監査上の留意事項等が記載されているか？

### (1) 財務諸表監査の対象として想定される企業年金の範囲は？

研究報告は、法人格を有する企業年金、すなわち、厚生年金基金及び基金型の確定給付企業年金(以下「年金基金」という。)の作成する財務諸表を監査対象として想定している。法人格を有しない確定給付企業年金(規約型)の財務情報については対象としていない(研究報告第7項参照)。

### (2) 年金基金の決算日程は？監査の制度はどのようにになっているのか？

現行の年金基金の決算は、年金基金の財政運営の検証を目的として、1年間の収入と支出の状況及び基準日における資産・負債等の財政状態を明らかにするために行われている。厚生年金基金においては決算日(3月31日)後6ヶ月以内、企業年金基金においては決算日後4ヶ月以内に貸借対照表、損益計算書及び所定の報告書を作成し、理事会、代議員会の承認を経て、厚生労働大臣宛(所管当局・厚生労働省)に提出する(厚生年金基金令第39条第1項、確定給付企業年金法第100条第1項及び同施行規

則第117条第4項)。

法令上、監査は求められていないため、年金基金の財務諸表に対する監査は任意監査として実施される(研究報告第16項、第17項及び第18項並びに第21項参照)。

### (3) 現行の年金基金の財務諸表にはどのような財務報告の枠組みが適用されているか？

現行の年金基金の財務諸表は、法令上の要請に基づく当局への決算報告のために作成されており、厚生年金保険法又は確定給付企業年金法の下で公表される当局の通知、例えば「財政運営基準」、「決算事務取扱基準」等を含む財務報告の枠組みを適用している。

これらの通知等は、主として貸借対照表、損益計算書及びその他の報告書の表示様式、勘定科目区分等を規定するが、資産・負債の認識・測定について包括的に定めたものではなく、財務諸表の一部を構成する注記事項の記載や我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を斟酌する旨は規定されていない(研究報告第20項参照)。

### (4) 適用される財務報告の枠組みは、監査の前提条件として受入可能か？

財務諸表に適用される財務報告の枠組みが規準(財務諸表の適否を評価するための判断基準)として適切であり、受入可能なものであることが監査の前提条件である。年金基金の財務諸表監査において、監査人は、適用される財務報告の枠組みが受入可能かどうかを判断することが求められる。

法令等から構成される財務報告の枠組みは、通常は受入可能なものとして取り扱われるが、上記(3)のような年金基金の法令上の財務報告の枠組みには、そのままでは監査実施に当たって受入可能ではないと判断せざるを得ないような以下の特徴が見受けられる(研究報告第56項から第58項参照)。

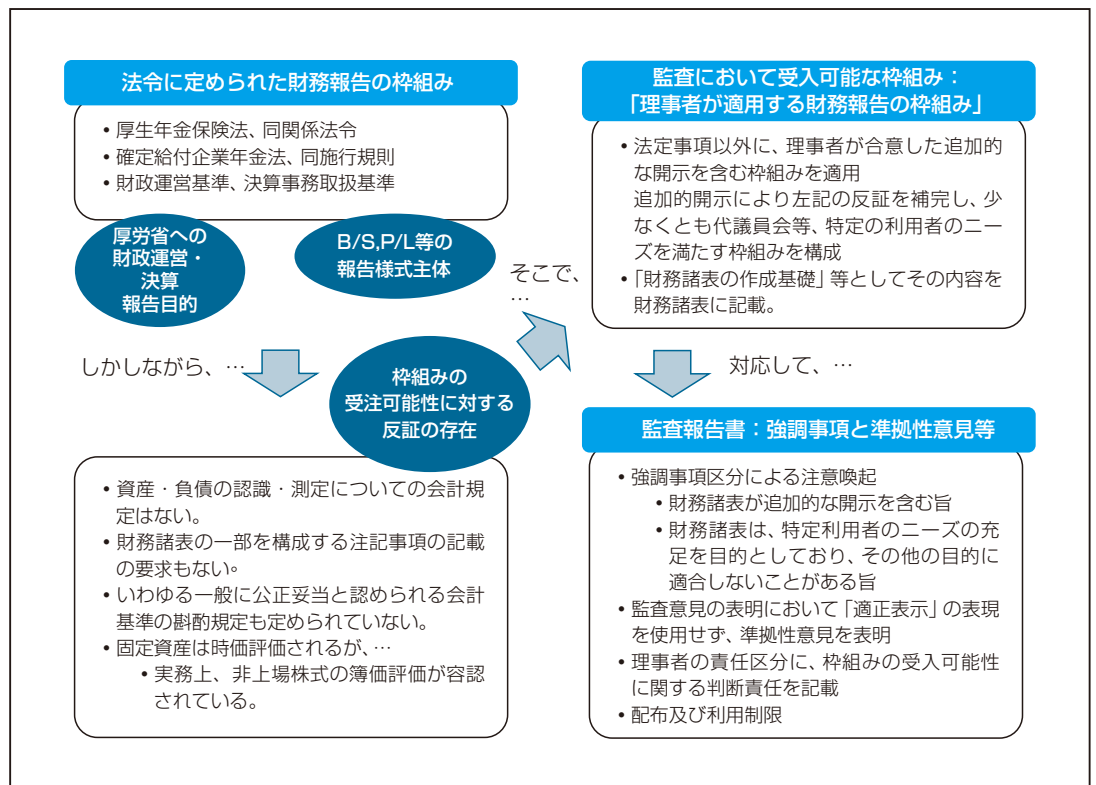
- 財務諸表を作成するための資産・負債の認識・測定についての包括的な会計規定を含むものではない。したがって、事象及び取引の経済実態を反映して首尾一貫した評価と測定が行われるかどうかについての信頼性が担保されていない。
- 通常、財務諸表の一部を構成する注記事項についての規定や我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を斟酌する旨の規定がなく、財務諸表の利用に当たって十分な情報が開示されているとはいえない。
- 例えば、厚基連ガイドライン(「厚生年金基金における年金資産時価評価について」)(平成10年3月厚生年金基金連合会 資産運用委員会 資産時価

評価検討委員会))の認める、投資先の財政状態のいかんにかかわらず非上場株式を簿価計上する取扱いは、法令に基づく資産評価の枠組みにおいて認められているが、年金基金の財務諸表を一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を理解した者が利用する場合には、誤解を与える可能性が高い。

法令等による財務報告の枠組みが受入可能ではないと判断される場合、監査人は、少なくとも年金基金の理事者、監事、代議員会等、年金基金の財務諸表の特定の利用者の判断を誤らせないために必要と

考える重要な事項(財務諸表の範囲・特殊な会計方針等の「財務諸表の作成基礎」や特定の項目に関する注記等)を法令要求事項に追加して財務諸表に開示することについて理事者と合意しておくことが求められる。また、そのような受入可能な「理事者が適用する財務報告の枠組み」に基づき作成された財務諸表に対して監査を実施し、監査報告書において強調事項の記載、準拠性意見の表明、利用制限等の対応を行うことが求められる(研究報告第59項から第61項並びに研究報告図表13参照。本稿の図2参照。)

図2 年金基金の財務報告の枠組み：出典－研究報告図表13



(5) 監査の対象とする財務諸表にはどのような計算書や記載事項が含まれるのか？

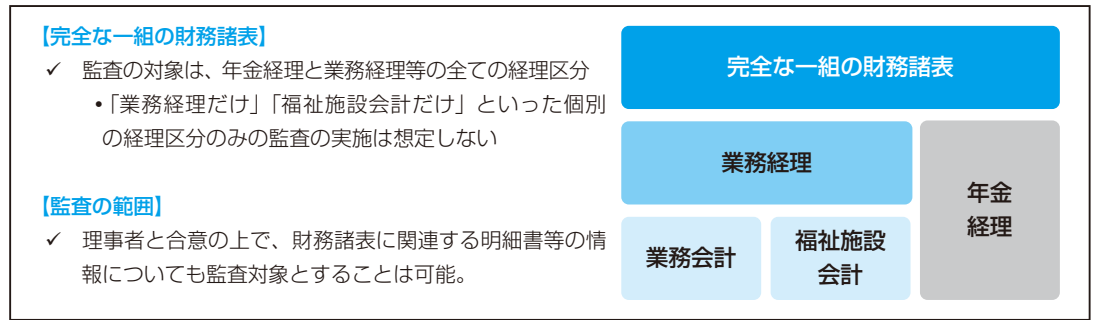
研究報告は、監査の対象とする財務諸表(監査対象と一体として利用される財務諸表)は理事者が適用する財務報告に拠って定まるが、少なくとも貸借対照表及び損益計算書(重要な会計方針及びその他の注記を含む)は含まれ、理事者の判断に応じて、法令に要求されるその他の報告書の記載事項(一部の勘定科目に関連する明細書等の情報等)が注記事

項等として財務諸表に含められることが想定される。

また、研究報告は、年金経理区分、業務経理区分の両経理区分の貸借対照表、損益計算書等のすべてを含む財務諸表が「完全な一組の財務諸表」であり、監査対象として想定されるものとしている。

例えば、業務経理区分等、一部の計算書等のみを対象範囲とした監査については慎重に検討すべき事項を伴うものとし、研究報告では取り扱っていない。本稿の図3参照。

図3 監査の対象とする財務諸表に含まれる計算書等



**(6) 年金基金財務諸表に対する監査報告書において記載される強調事項とは？**

理事者が適用する財務報告の枠組みに基づいて作成された財務諸表に対して監査を実施する場合、監査人は、監査報告書において強調事項区分を設け、「財務諸表の作成基礎」等として理事者が適用する財務報告の枠組みが追加開示されていることについて利用者の注意を喚起する。

また、そのような枠組みを適用した財務諸表は、年金基金の特定の利用者（理事者、監事、代議員会等）を想定して形作られるため、結果として、年金基金ごとに財務諸表の開示内容が異なる可能性があり、広範な利用者の共通のニーズを満たさないことがある。

したがって、財務諸表が特定の利用者のニーズを満たす目的で作成されており、その他の目的に適合しないことがある旨についても記載し、注意喚起する（研究報告第63項及び図表13参照）。

なお、このような監査報告書の取扱いに対応して、理事者には、年金制度の特徴や資産運用の内容等の状況を勘案して、理事者が適用する財務報告の

枠組みを財務諸表に適切に記述することが求められる（研究報告第64項参照。本稿の図4参照）。

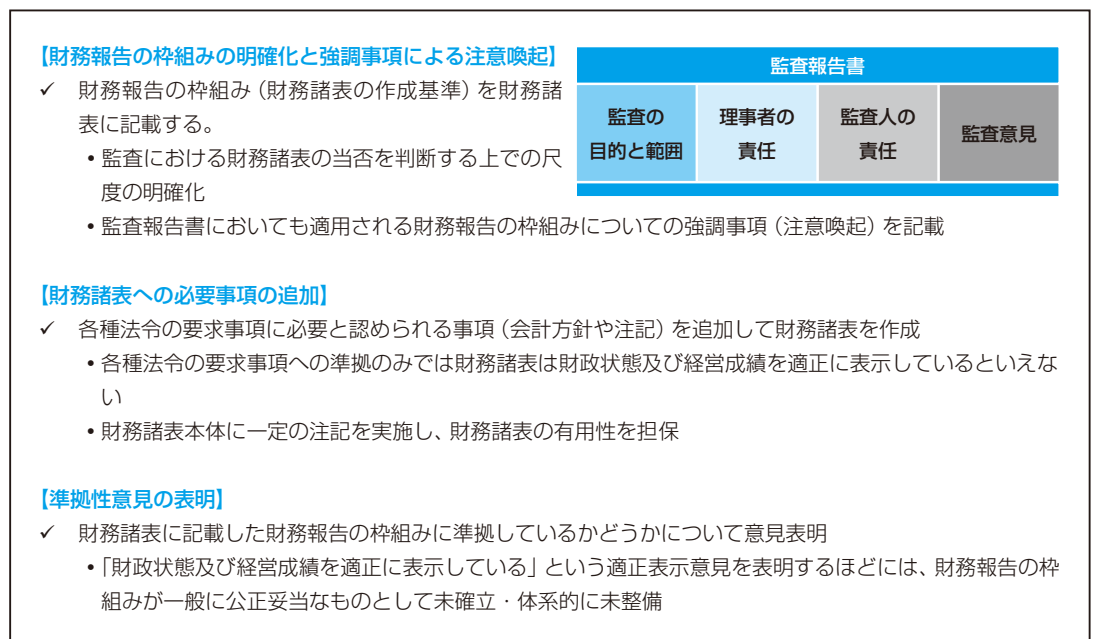
また、「財務諸表の作成基礎」の記載された書面を作成して監査契約書に別添する等により、理事者が適用する財務報告の枠組みを予め明らかにしておくことも求められる。

**(7) 年金基金の財務諸表に対する監査報告書において表明される準拠性意見とは？**

監査人は、理事者の適用する財務報告の枠組みは広範な利用者の共通のニーズを満たすものとはいえないため、監査意見の表明において「適正表示」の表現を使用せず、理事者の適用する財務報告の枠組みに準拠して作成されているという準拠性意見を表明する。

なお、この場合、監査の目的は、財務諸表が財政状態及び経営成績を適正に表示しているかどうかではなく、理事者の適用する枠組みに準拠して作成されているかどうかにかかれることとなる（研究報告第63項及び図表13参照）。

図4 年金基金監査における監査報告書と財務諸表の特徴





## (8) 監査報告書及び一体として利用される財務諸表は誰でも利用可能か？

理事者が適用する財務報告の枠組みに基づく財務諸表は、年金基金の財務諸表の利用者（理事者、監事、代議員会等）のニーズを満たすことを想定しており、必ずしも広範な利用者の共通のニーズを満たす内容ではないため、財務報告の枠組みを十分に理解していない者が利用した場合には誤用される可能性が高い。

したがって、監査報告書において、監査の対象とする財務諸表の作成目的を明記した上で、監査報告

書及び一体として利用される財務諸表（監査済み財務諸表）は、適用される財務報告の枠組みを十分に理解した想定利用者（年金基金の理事者、監事、代議員会等）に利用を制限する旨を記載することが必要となるものと考えられる。

なお、加入事業所及び加入者等については、理事者が適用する財務報告の枠組みの理解の程度を勘案して、理事者及び監査人が協議の上、その利用の態様又は制限を定めるものとされている（研究報告第82項から第87項及び研究報告付録9文例5を参照。本稿の図5参照。）。

図5 監査報告書の利用制限と想定利用者

**【監査報告書の利用制限】**

- ✓ 監査報告書の利用制限の記載
  - ・財務報告の枠組みを十分に理解していない者が監査報告書を誤用することを防ぐ

**【監査報告書の想定利用者】**

- ✓ 年金基金の決算報告手続に監査報告書が用いられることを想定した場合、想定される利用者（閲覧者又は配布受領者）は、理事者、監事、代議員、年金基金従事者、及び規制当局。
  - ・加入事業所及び加入者については、財務報告の枠組みの理解の程度を勘案して、理事者及び監査人が協議の上、閲覧又は配付の可否を判断
  - ・「年金だより」「基金だより」に監査を受けている旨を記載する場合には、年金加入者等の判断を誤らせないように配慮した記載が必要（研究報告付録9文例5）

**当年金基金の貸借対照表及び損益計算書に対する  
公認会計士等による監査について**

当年金基金は、平成X年X月X日終了事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針の要約及びその他の注記（以下「財務諸表」という。）について、監査法人による監査を受けております。

ただし、当該監査は法令に基づくものではなく、（以下略）

（「年金基金に対する監査に関する研究報告」平成25年3月29日、日本公認会計士協会より引用）

## (9) 監査報告の期限はどのように設定するのか？

年金基金の財務諸表監査は任意監査として行われるが、実務上、監査対象とする財務諸表において記載される金額等については、合理的な理由のない限り、当局に提出される法定決算書類に記載される金額等と一致することが望まれるため、法令に基づく決算報告期限を勘案して監査報告の期限を設定することが必要となると考えられる。

ただし、年金基金の決算は、資産運用や数理債務計算等、外部委託業務の結果報告を利用して作成する事項が多く、当該結果報告の入手から当局への決算報告期限までの期間が十分でない場合がある。一部の決算作業の実施時期を前倒しできるかどうか再検討するほか、決算作業及び監査作業の平準化によって十分な監査日程を確保できるように監査報告の期限について理事者と十分に協議することが

必要となる（研究報告第88項から第92項を参照）。

## (10) タイプ1又はタイプ2の報告書の利用とは？

年金基金の業務は全体として資産運用業務と年金業務（掛金・給付・加入者管理・年金数理計算等）から構成されるが、資産運用や年金数理計算、給付・加入者管理等が、資産管理受託機関（生命保険会社及び信託銀行）、管理運用受託会社（年金資産受託機関及び投資顧問会社）等の「受託会社」に委託されることが多い。

このような外部委託への一般的な依存度の高さを勘案して、年金基金の監査においては、重要な委託業務について、監査人には、業務委託先に自ら往査して手続を実施する他、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」（とくに第11項、第15項及び

第16項等)を参照し、「タイプ1又はタイプ2の報告書」と呼称される受託会社のシステムに関する記述書及び内部統制の報告書が有効に活用されることが期待されている(研究報告第113項、第114項、第137項、第159項、第169項、第171項及び第176項参照)。

### (11) 年金資産についてはどのように監査を進めるのか?

年金資産は数理債務とともに年金基金の財務諸表の大半を占めており、重要な虚偽表示リスクの態様に併せて、内部統制の運用評価手続及び実証手続を適切に組み合わせて、リスク対応手続を立案し、対応する必要がある(例えば、資産運用が外部委託されている場合の「タイプ1又はタイプ2報告書」の利用や残高確認の実施等)。

とくに、年金資産については、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品やファンド・オブ・ファンズのような複層的な投資スキームが採用されている場合、デリバティブへの投資、不動産・非上場株式などのオルタナティブ投資を行っている場合等で、資産の実在性及び評価の妥当性について重要な虚偽表示リスクを発見できない可能性(監査リスク)が高いと考えられるような「高監査リスク資産」については、より深度ある監査手続の実施が求められる(研究報告第148項)。

### (12) 数理債務についてはどのように監査を進めるのか?

数理債務は年金資産とともに年金基金の財務諸表の大半を占めており、重要な虚偽表示リスクの態様に併せて、内部統制の運用評価手続及び実証手続を適切に組み合わせて、リスク対応手続を立案し、対応する必要がある(例えば、年金基金の利用する外部の年金数理専門家の理解や加入者データの網羅性の検証等)。

なお、数理債務について、監査人は年金債務の算定について年金数理専門家の算定結果を利用することになるが、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを考慮して、年金基金が利用した年金数理専門家の結果を利用するか、又は、監査人が自ら専

門家を選定し年金債務の算定結果の検討を行うかを慎重に判断することが求められる。年金基金が利用した専門家を採用する場合には監査基準委員会報告書500「監査証拠」に従い、監査人自らが専門家を採用する場合には監査基準委員会報告書620「専門家の業務の利用」に従い、十分かつ適切な監査証拠の入手が求められる。(研究報告第179項から第180項)

### (13) 継続企業の前提の評価... 年金資産積立不足と企業の債務超過の違いは?

年金基金は、通常、長期間にわたって年金等を給付することを目的として運営されていることから、その財務諸表は継続企業を前提としており、その評価が必要になると考えられる。

しかしながら、年金基金においては、継続基準を前提とした毎期の財政検証と定期的な財政再計算が法的に手当てされており、年金資産の積立不足が生じた場合にそれが直ちに年金基金の解散に直結するものではない。

年金基金において継続企業の前提を評価する場合、積立不足の状況は継続企業の前提に関する疑義として取り扱われるが、その不確実性の解消を促す特有の制度が存在することを考慮し、一般企業の債務超過の場合とは状況が異なることを念頭において対応することが必要である(研究報告第194項から第195項並びに図表15)

## 4. おわりに

上記以外にも、研究報告において取り上げられている留意事項等はあるが、残念ながら紙幅が既に尽きており、研究報告において取り上げられた留意事項等の解説は以上にとどめることとする。

研究報告をより深く正しく理解するためには、上記の解説のみならず、研究報告自体をお読みいただく必要があることを付言させていただき、本稿を結ぶこととしたい。

以上